

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>III-2 財務の健全性等</p> <p>III-2-1 自己資本の充実</p> <p>III-2-1-2 自己資本比率の正確性</p> <p>III-2-1-2-2 留意事項</p> <p>自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) ~ (2-2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>III-2 財務の健全性等</p> <p>III-2-1 自己資本の充実</p> <p>III-2-1-2 自己資本比率の正確性</p> <p>III-2-1-2-2 留意事項</p> <p>自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) ~ (2-2) (略)</p> <p><u>(2-3) 他の金融機関等向け出資の調整項目に係る除外事由該当性のチェック</u></p> <p><u>国際統一基準行について、告示第8条第12項第1号等では、「その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間、同条第7項各号及び第8項各号に定める額並びに同条第9項第1号及び第10項第1号に掲げる額等を算出する場合における当該算出の対象から除外することができるものとされている。</u></p> <p><u>この場合において、その存続が極めて困難であると認められるか否かは、銀行による資本調達手段の取得時点における当該資本調達手段の発行者の財政状態及び経営成績並びに経済情勢及び経営環境その他の事情を総合的に勘案して判断するものとし、例えば、業務若しくは財産の状況に照</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関が含まれる。</u></p> <p><u>(注) したがって、かかる資本調達手段には、預金保険法第 65 条に規定する適格性の認定等に係る同法第 59 条第 2 項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第 1 項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段も含まれる。</u></p> <p><u>また、上記取扱いが認められる期間は、上記事情に加えて、当該資本調達手段の発行者の規模及び金融システムにおける重要性、当該資本調達手段の種類及び保有額、銀行の資本の状況、銀行が当該資本調達手段を保有することとなった経緯及び目的その他の背景事情並びに当該発行者と銀行の関係その他の当該資本調達手段の保有に係る事情を総合的に勘案して、当該資本調達手段を取得した日から 10 年を基本としつつ、期間の伸長・縮減や、激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減を認めるなど、金融システムの安定に鑑み合理的に必要と認められる期間を定めるものとする。</u></p> <p><u>なお、銀行による承認の申請については、原則として、対象となる資本調達手段の取得と同時又はその直後までに行うことが求められる。</u></p>
(3) (略)	(3) (略)
(4) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック (新設)	(4) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック ② 国際統一基準行における金融業務を営む関連法人等について比例連結

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することに鑑み、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱つて差し支えない。</u></p> <p><u>イ. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的持合として保有している他の金融機関等の資本調達手段を除く。以下②において同じ。）を告示第6条第2項第4号等に規定するその他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額、告示第7条第2項第4号に規定するその他金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額及び告示第8条第9項第1号及び第10項第1号に掲げる額を算出する場合におけるその他金融機関等に係る対象資本調達手段の額並びに告示第76条の3又は第178条の3の規定による信用リスク・アセットの額の算出の対象に含めず、告示第9条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額（当該算式における分母にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）及びオペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の合計額をいう。以下②において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</u></p> <p><u>(注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たつ</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>て、当期純損益の認識、のれん相当額の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>(注2) 連結自己資本比率に係る算式における分子の額（普通株式等 Tier 1 資本の額、Tier 1 資本の額及び総自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</p> <p>口. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次の a. に掲げる額を控除し、b. に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>a. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（株主資本勘定に属するものに限る。）</p> <p>b. 毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づいて算出した以下に掲げる額の合計額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 告示第10条から第12条までの規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額 ii) 告示第5条第2項、第6条第2項又は第7条第2項の規定による普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額、その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額又は Tier 2 資本に係る調整項目の額の算出の対象となるものの額の合計額に1,250%を乗じて得た額 <p>ハ. 上記口. b. において、当該銀行と当該金融業務を営む関連法人等の間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該銀行又は当該金融業務を</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>② 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>イ. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下②において同じ。）を控除項目の額（告示第8条第1項、第10条第2項第1号、第31条第1項及び第33条第2項第1号に規定する控除項目の額をいう。以下②において同じ。）に含めず、告示第9条第1項本文後段又は第32条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、</p>	<p><u>當む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記口. b. の分母の額を算定する。</u></p> <p><u>二. 上記口. b. i)において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、告示第10条に定める信用リスク・アセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</u></p> <p><u>ホ. 上記口. b. ii)において、当該 ii)に規定する額よりも大きいと合理的に認められる額を用いても差し支えない。</u></p> <p><u>ヘ. その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。</u></p> <p><u>③ 国内基準行における金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p><u>イ. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下③において同じ。）を控除項目の額（告示第31条第1項及び第33条第2項第1号に規定する控除項目の額をいう。以下③において同じ。）に含めず、告示第32条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額（当該算式における分母にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）及びオペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の合計額をいう。以下②において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>(注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、<u>投資消去差額</u>の調整、未実現損益の消去、配当金・役員賞与の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>(注2) 連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</p> <p>口. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次の a. に掲げる額を控除し、b. に掲げる額を加算した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。） b. 每決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、告示第10条から第12条まで又は第33条から第35条までの規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額 <p>ハ. 上記口. b. において、当該銀行と当該金融業務を営む関連法人等の間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支え</p>	<p>アセットの額、マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額（当該算式における分母にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）及びオペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の合計額をいう。以下③において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>(注1) 簡便法において持分法を適用るのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、<u>のれん相当額</u>の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>(注2) 連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</p> <p>口. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次の a. に掲げる額を控除し、b. に掲げる額を加算した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（<u>株主資本</u>勘定に属するものに限る。） b. 每決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、告示第33条から第35条までの規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額 <p>ハ. 上記口. b. において、当該銀行と当該金融業務を営む関連法人等の間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支え</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ない。なお、相殺消去を行う場合には、当該銀行又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記口. b. の分母の額を算定する。</p> <p>二. 上記口. b. において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、告示第 10 条又は第 33 条に定める信用リスク・アセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</p> <p>ホ. その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。</p>	<p>ない。なお、相殺消去を行う場合には、当該銀行又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記口. b. の分母の額を算定する。</p> <p>二. 上記口. b. において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、告示第 33 条に定める信用リスク・アセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</p> <p>ホ. その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。</p>
III-2-1-3 早期是正措置	III-2-1-3 早期是正措置
III-2-1-3-1 意義	III-2-1-3-1 意義
<p>財務の健全性を確保するためには、銀行が主体的に自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であるが、当局としても、銀行の取組みを補完する役割として、自己資本比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動し、銀行の経営の早期是正を促していく必要がある。</p>	<p>財務の健全性を確保するためには、銀行が主体的に自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であるが、当局としても、銀行の取組みを補完する役割として、自己資本比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動し、銀行の経営の早期是正を促していく必要がある。</p>
III-2-1-3-2 監督手法・対応	III-2-1-3-2 監督手法・対応
<p>「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」（平成 12 年 総理府・大蔵省令第 39 号。以下 III-2-1-3-2 において、「区分等を定める命令」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措</p>	<p>「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」（平成 12 年 総理府・大蔵省令第 39 号。以下 III-2-1-3-2 において、「区分等を定める命令」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
置について、下記のとおり運用することとする。	置について、下記のとおり運用することとする。
(1) 命令発動の前提となる自己資本比率 「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。 ① 決算状況表（中間期にあっては中間決算状況表）により報告された自己資本比率（ただし、業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告された自己資本比率） ② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された自己資本比率 (注) <u>本監督指針における自己資本比率の具体的計数は、明示的な規定のない限り、便宜的に、海外営業拠点を有する銀行の自己資本比率である国際統一基準の数値を用いることとするが、海外営業拠点を有しない銀行にあっては、国内基準の数値（特に注書のない限り、国際統一基準値の2分の1の計数）と読み替えるものとする。</u>	(1) 命令発動の前提となる自己資本比率 「区分等を定める命令」第1条第1項及び第2項の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。 ① 決算状況表（中間期にあっては中間決算状況表）により報告された自己資本比率（ただし、業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告された自己資本比率） ② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された自己資本比率 (注) <u>国際統一基準行の自己資本比率は、普通株式等 Tier 1 比率、Tier 1 比率及び総自己資本比率の3つの比率によって構成される。</u>
(2) 「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に基づく命令 ① 第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違 第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として <u>自己資本比率8%以上の水準</u> の達成を着実に図るためのもの	(2) 「区分等を定める命令」第1条第1項又は第2項の表の区分に基づく命令 ① 第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違 第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として <u>第1区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準</u> の達成を着

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>である。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に銀行の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、自己資本比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該銀行の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該銀行の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、銀行が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある銀行に対し、これを速やかに改善するか、銀行業務の継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>② 改善までの期間</p> <p>自己資本比率を改善するための所要期間については、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。</p> <p>このため、国際統一基準行であれば、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に自己資本比率が8%以</p>	<p>実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に銀行の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、自己資本比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該銀行の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該銀行の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、銀行が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある銀行に対し、これを速やかに改善するか、銀行業務の継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>② 改善までの期間</p> <p>自己資本比率を改善するための所要期間については、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。</p> <p>このため、国際統一基準行であれば、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る自己資</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>上の水準を回復するための計画等であることが必要である。</u></p> <p>一方、国内基準行であれば、第1区分に係る改善計画は、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画である必要があり、第2区分の「自己資本の充実に資する措置」、及び第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、原則として1年以内に少なくとも自己資本比率が2%以上の水準を達成するための措置とする必要がある。</p> <p>また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同条第3項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p> <p>なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の自己資本比率を改善するための所要期間には、下記Ⅲ－2－1－3－3（1）の自己資本比率を当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含</p>	<p><u>本比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。</u></p> <p>一方、国内基準行であれば、第1区分に係る改善計画は、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画である必要があり、第2区分の「自己資本の充実に資する措置」、及び第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、原則として1年以内に少なくとも自己資本比率が2%以上の水準を達成するための措置とする必要がある。</p> <p>また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同条第3項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p> <p>なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項又は第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の自己資本比率を改善するための所要期間には、下記Ⅲ－2－1－3－3（1）の自己資本比率を当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するた</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>まないものとする。</p> <p>③ 第2区分の2に係る措置</p> <p>「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併等を選択した場合にあっては、例えば合併の場合には合併の相手方の意思が明確であるなど確実に実現する内容であることが必要である。</p> <p>III－2－1－3－3 「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準</p> <p>「区分等を定める命令」第2条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として3か月以内に当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p>	<p>めの期間は含まないものとする。</p> <p>③ 第2区分の2に係る措置</p> <p>「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併等を選択した場合にあっては、例えば合併の場合には合併の相手方の意思が明確であるなど確実に実現する内容であることが必要である。</p> <p>III－2－1－3－3 「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準</p> <p>「区分等を定める命令」第2条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として3か月以内に当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項又は第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－2－1－3－5 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、毎期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の2の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が<u>2%以上8%未満</u>の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が<u>4%以上8%未満</u>の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</p> <p>また、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発するものとする。</p>	<p>Ⅲ－2－1－3－5 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、毎期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の2の命令を行った銀行にあっては、その後、<u>当該命令の区分の根拠となつた自己資本比率が第1区分又は第2区分に係る自己資本比率の範囲に達したときは</u>、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った銀行にあっては、その後、<u>当該命令の区分の根拠となつた自己資本比率が第1区分に係る自己資本比率の範囲に達したときは</u>、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</p> <p>また、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項又は第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発するものとする。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
III-2-1-3-7 その他 (1) (略) (2) <u>自己資本比率が4%未満の銀行に対しては、原則として「区分等を定める命令」第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。</u> (3) (略)	III-2-1-3-7 その他 (1) (略) (2) <u>第1区分に係る自己資本比率の範囲を下回る銀行に対しては、原則として「区分等を定める命令」第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。</u> (3) (略)
III-2-3 リスク管理 III-2-3-1 リスク管理共通編及び統合リスク管理 III-2-3-1-4 統合リスク管理に関する主な着眼点 (1)～(4) (略) (新設) (5) <u>主要なリスクは、「自己資本の基本的項目（Tier I）」でカバーされるようになっているか。</u>	III-2-3 リスク管理 III-2-3-1 リスク管理共通編及び統合リスク管理 III-2-3-1-4 統合リスク管理に関する主な着眼点 (1)～(4) (略) (5) <u>国際統一基準行について、主要なリスクは、普通株式等 Tier 1 資本等の損失吸収力の高い資本でカバーされるようになっているか。</u> (5-2) <u>国内基準行について、主要なリスクは、「自己資本の基本的項目（Tier I）」でカバーされるようになっているか。</u>
III-2-3-3 市場リスク管理 III-2-3-3-3 監督手法・対応	(6) · (7) (略) III-2-3-3 市場リスク管理 III-2-3-3-3 監督手法・対応

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒</p> <p>以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めるを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（安定性改善措置）。</p> <p>イ. 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行</p> <p>ロ. アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（①上下 200 ベース・ポイントの平行移動による金利ショック又は②保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が<u>基本的項目（Tier I）</u> と<u>補完的項目（Tier II）</u> の合計額の 20%を超えるもの）に該当する銀行 <u>（19 年 3 月期より適用）</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒</p> <p>以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めるを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（安定性改善措置）。</p> <p>イ. 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行</p> <p>ロ. アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（①上下 200 ベース・ポイントの平行移動による金利ショック又は②保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が<u>総自己資本の額（国内基準行については、基本的項目（Tier I）と補完的項目（Tier II）の合計額）</u>の 20%を超えるもの）に該当する銀行</p> <p>（以下略）</p>